

# エネルギー自立地域づくり計画募集要領

令和6年8月28日  
長野県環境部

## 1 趣旨

本県では、令和3年6月に策定した長野県ゼロカーボン戦略に基づき、「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を基本目標に掲げ、徹底的な省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大等に取り組んでいます。

脱炭素社会の実現に向けては、地域が主体となった取組の重要性がこれまで以上に高まっており、国においても地域脱炭素ロードマップに基づく脱炭素先行地域づくりの取組等が進められているところですが、2030年度までに二酸化炭素排出量を2010年度比6割減とする高い目標を掲げる本県として、地域の脱炭素化と経済発展の両立を実現する「エネルギー自立地域」を県内各地に創出するため、市町村によるエネルギー自立地域づくり計画の提案を募集します。

## 2 エネルギー自立地域の概要

### (1) 定義

エネルギー自立地域とは、100%再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）で暮らしが営まれる持続可能な地域をいい、本事業においては、地域内における民生部門のエネルギー（電力）消費量と同量以上の再生可能エネルギーが当該地域で生産され、これを実現するための取組の成果が地域経済の発展や住民福祉の向上にもつながるものをいいます。

### (2) エネルギー自立地域の範囲

市町村全域、行政区、中心市街地、集落等の地域の特性を踏まえた一定のまとまりを持つ範囲に基づくものを原則とします。

## 3 提案者

市町村（複数の市町村による共同提案も可）

## 4 エネルギー自立地域づくり計画の認定プロセス

### (1) 計画の提案

エネルギー自立地域づくりに係る計画（以下「計画」という。）の提案を県が募集し、応募する市町村は管轄する地域振興局にエネルギー自立地域づくり計画書（別紙様式1）及びエネルギー自立地域づくり計画書概要（別紙様式2）を電子データで提出します。地域振興局では、必要に応じ地域振興局内関係各課への意見照会を行った上で計画書及び計画書概要をゼロカーボン推進室に回付します。

### (2) エネルギー自立地域づくり計画の認定・公表

県は、計画の提出があったときは、地域特性に応じた再エネ導入量の規模や地域の合意形成が適切に図られること等の点を確認した上、計画を認定し、公表します。なお、県は、

計画の認定にあたり必要があると認めるときは、計画の内容に関し専門的な知識を有する者等（以下「有識者」という。）に意見を求めることができるものとします。

## 5 計画の認定要件

### ① 対象地域

#### 【必須要件】

- ・エネルギー自立地域づくり計画の対象地域が、原則として市町村全域、行政区、中心市街地、集落等の地域の特性を踏まえた一定のまとまりを持つ範囲に基づく区域であること（例外として、中山間地域の発電施設と産業団地の連携等、電力融通を行うことが可能な飛び地については一定のまとまりを持つ範囲と取り扱うことができるものとする。）
- ・地域の特性を踏まえ具体的に対象地域の範囲を特定するとともに、地域課題との関連性など、設定する範囲の考え方が合理的であること

#### 【評価事項】

- ・取組の難易度が高く意欲的な範囲設定となっていること（既存の住宅、団地、民間施設等を広範囲に対象としている等）

### ② 再エネの生産量等

#### 【必須要件】

- ・事業開始から5年程度で、対象地域内において生産される再エネ電気量（※1）が、対象地域内の民生部門の電力需要量（※2）と同量かそれ以上となる計画であること（市町村の判断により、産業・運輸部門の算入も可とする）

※1 水力発電所については、次の(a)から(c)のいずれかに該当するもののみ算入できるものとする。

- (a) 県内事業者又は県内資本比率が過半以上である者が発電事業を行うもの
- (b) 発電した電力が全て県内で消費されるもの
- (c) 2012年度以降に運転開始された施設

※2 本事業において、家計が住宅内で消費する電力需要量及び第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費する電力需要量の実績値を集計又は推計した合計をいう。

#### 【評価事項】

- ・計画に基づく取組を開始する時点における対象地域内の民生部門の電力消費量の規模が大きいこと
- ・災害リスク及び自然環境や景観等の環境保全に係る支障や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、対象地域における再エネの導入可能量を把握していること
- ・追加的な再エネ導入量（新規の再エネ設備の導入量）が大きな計画であること
- ・地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能量となっていること
- ・対象地域内において生産される再エネ電気について、地域内での電力需給調整やマイクログリッド、自家消費等による自消自産・地消地産の取組が含まれる計画であること
- ・エネルギー自立地域創出に向けて活用する技術について、次の観点で、導入のあり方が優れていること

- ①経済性が確保されていること
- ②他地域も含め、当該技術の新たな需要創出の可能性があること
- ③地域事業者が参画し、地域経済循環に貢献すること
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号。）に基づく促進区域を設定し、当該促進区域内で新たに再エネ設備を導入する計画であること

③ 地域特性に応じた温暖化対策の取組

【必須要件】

- ・計画において、再エネ設備の導入に係る取組以外で、長野県ゼロカーボン戦略とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも1つ以上含まれていること

④ 計画の具体性、進捗管理等

【必須要件】

- ・計画内容が具体的であること（計画に未確定の部分がある場合には、その具体化に向けた道筋が明確に記載されていること）
- ・導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること
- ・各年度のプロセスが適切にスケジュールとして計画されていること
- ・事業の進捗管理の実施方針が示されていること

【評価事項】

- ・計画認定後においても計画内容の拡充に向けた取組が予定されており、その検討方法について具体的に記載されていること
- ・関係者（発電等事業者、地域企業、自治会等）間における体制が具体的に構築され、適切に合意形成が図られていること。未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整状況及びスケジュールが具体的に示されていること
- ・金融機関等からの資金調達の見通し等を踏まえ、事業継続性が確保されていること。その際、必要に応じて、事業のコスト低減に資する取組が含まれていることも考慮して評価する
- ・再エネ等に関する先導的な取組の実績がある、または、経験が豊富な連携先を確保しているなど、事業を着実に実行できる素地を有すること

⑤ 地域主導・住民参加による取組

【必須要件】

- ・住民参加の協議会の設置等による地域の参画により形成された地域合意に基づき、地域が計画全体を主導していること

⑥ 地域内経済循環等

【必須要件】

- ・計画に基づく取組が、地域内経済循環その他地域の福祉に資するものであること（地域の直接参画、市民出資、地域内雇用等により地域に直接メリットがあるもの）

⑦ 地方公共団体実行計画の策定等

【必須要件】

- ・計画が、策定済みの地方公共団体実行計画（区域施策編）に組み込まれている若しくは整合している、又はその予定であること（予定の場合は地方公共団体実行計画の策定又は改定予定時期を示すこと）

6 募集期間

令和6年8月28日（水）～

7 進捗管理・計画最終年度の取組評価

エネルギー自立地域づくり計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、毎年度の取組状況について県に報告するとともに、計画の最終年度には取組の結果報告を行う必要があります。

認定市町村の進捗状況については、必要に応じ有識者に意見聴取を行い、認定市町村に対する助言等を行います。

なお、計画の取組が進捗せず、必要な措置を図ってもなお改善が見られない場合には、有識者の意見も踏まえ、計画内容の変更を求めることがあります。変更後の計画に基づき実施したにもかかわらず、なお取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、有識者の意見も踏まえ、計画認定の取り消すことがあります。

また、計画内容等に変更が生じた場合の手続については、別途定める「エネルギー自立地域取扱要領」によるものとします。